

第 1 章

計画の基本事項

1 計画の位置づけ

「第4次岡崎市地域福祉計画」（以下、「本計画」という。）は、社会福祉法第107条に基づき市町村が策定する「市町村地域福祉計画」であるとともに、社会福祉協議会が推進する「地域福祉活動計画」と一体化し、地域福祉を推進していくための共通理念や福祉ビジョンとそのための基盤や体制をつくり、総合的な方向性を示すものです。

本計画は、岡崎市（以下、「本市」という）のまちづくりの方針を示す「岡崎市総合計画」の下位計画として位置づけます。また、各福祉分野において策定する計画の上位計画として位置づけるとともに、その他関連計画との整合を図ります。

くわえて、本計画の一部を、社会福祉法第106条の5に規定される「重層的支援体制整備事業実施計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に規定される「成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に規定される「地方再犯防止推進計画」と位置づけます。

2 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和8年度までの5か年を計画期間とします。

■計画の期間

| 計画名 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 | R9 | R10 | R11 | R12 |
|---------------------|---------|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|
| 岡崎市総合計画 | 第7次 | | | | | | | | | |
| 岡崎市地域福祉計画 | 第4次 | | | | | | | | | |
| 岡崎市障がい者基本計画 | 第5次 | | | | | | | | | |
| 岡崎市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 | 第6期・第2期 | | | | | | | | | |
| 岡崎市地域包括ケア計画 | 第8期 | | | | | | | | | |
| 岡崎市子ども・子育て支援事業計画 | 第2期 | | | | | | | | | |
| 健康おかざき 21 計画 | 第2次 | | | | | | | | | |
| 岡崎市自殺対策計画 | 第1期 | | | | | | | | | |